

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつとして認識し、役割と責任の明確化によるスピーディーな意思決定と情報開示を実施していくことで経営の効率化・透明性の確保を図っていきたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,714,300	5.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,094,300	4.57
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	2,096,100	3.10
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HSD00	2,034,300	3.00
アイカ工業取引先持株会	1,936,533	2.86
アイカ工業株式保有会	1,657,423	2.45
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,537,987	2.27
住友生命保険相互会社	1,318,000	1.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,300,016	1.92
大日本印刷株式会社	1,293,743	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部、名古屋 第一部

決算期 3月

業種 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—————

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

【大株主の状況】自己株式2,333,601株を保有しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 12名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 8名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小倉健二	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小倉健二	○	独立役員に指名しております。	小倉健二氏は、これまで長年にわたり企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社との間に特別な利害関係はなく、社外取締役として客観的・中立的な立場で業務を執行していただけたと考えているため、当社の独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的に会計監査人からの監査報告および意見交換会議を実施しています。
 内部監査を専門とする組織として「法務監査室」が、業務執行部門の監査を実施しています。法務監査室のスタッフは、各監査役と一体となり常時監査内容・執行状況について報告をおこなっています。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松浦 洋	他の会社の出身者													
加藤正和	公認会計士													
花村淑郁	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松浦 洋	○	独立役員に指名しております。	松浦 洋氏は、リスクマネジメントに関する専門的な知識と豊富な知見を有しており、当社との間に特別な利害関係はなく、社外監査役として客観的・中立的な立場で職務を遂行していただけているため、当社の独立役員として指定しています。
加藤正和	○	独立役員に指名しております。	加藤正和氏は、公認会計士という財務・会計の専門的知見および独立した立場から、助言・提言を行っており、当社との間に特別な利害関係はなく、社外監査役として客観的・中立的な立場で職務を遂行していただけているため、当社の独立役員として指定しています。
花村淑郁	○	独立役員に指名しております。	花村淑郁氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社との間に特別な利害関係はなく、社外監査役として客観的・中立的な立場で職務を遂行していただけているため、当社の独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2013年5月までストックオプションを付与していましたが、2014年以降は付与していません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

2013年5月までに付与済みのストックオプションについて、行使権利が失効していない対象者です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役を支払った年間報酬額は288百万円です。なお、報酬限度額は年額370百万円以内で、使用人兼取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬については役位、職責、在任期間等を勘案し、当社グループ業績を考慮のうえ、株主総会で承認された限度範囲内で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査を専門とする組織「法務監査室」のスタッフが、サポート業務をおこなっています。また、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役付を置いております。監査役付は、監査役の指示に従いその職務をおこないます。監査役付の独立性を確保するため、当該使用人に関する指揮命令権・人事権については、監査役・監査役会の事前の同意を得ております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

【取締役・取締役会】

取締役会は当社の経営に関わる重要な事項について意思決定する最高機関であり、取締役8名(社外取締役1名)で構成されております。平成26年6月24日より、取締役会の監督機能強化の為、社外取締役1名を選任しております。定時取締役会が原則毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催されております。

【監査役・監査役会】

当社は、監査役制度を採用しております。監査役は5名にて監査役会が構成されており、5名のうち3名は非常勤の社外監査役であります。監査役会は、原則毎月1回開催されております。各監査役が取締役会に出席するほか常勤監査役は経営推進会議、その他重要な会議に出席し、必要に応じて業務執行担当部署の往査、決裁書類その他重要な書類の閲覧、国内外の子会社の調査、会計監査人からの監査報告及び意見交換会議などを実施し、独立した立場から業務監査、会計監査を行っております。

【執行役員制度】

当社は、平成14年4月に業務執行の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入いたしました。従来、取締役が担っていた経営機能と執行機能の分離・強化を推進し、経営の健全性と効率性をより高めております。なお、執行役員は10名で構成されており取締役との兼務はありません。

【経営会議】

当社は、取締役に業務執行責任者を加えて構成する経営会議を設置しております。経営会議は、原則毎月1回開催され、取締役会に付議する議案の事前審議及び当社規程に基づく決裁機能を有し、取締役会での決定事項の迅速な展開並びに業務執行における審議及び報告を行っております。

【経営推進会議】

経営推進会議には、取締役、監査役、執行役員をはじめ業務執行部門の長が参加し、原則、四半期毎に業務執行報告、課題検討等を行い、業務内容及び執行状況の監視が行える体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業統治の体制は、取締役・監査役・執行役員制度を採用しております。これは、1. お客様の視点に立った経営を推進するために取締役が経営の重要事項の意思決定に関与するべきであること、また、2. 健全かつ効率的な業務執行を行うために、業務執行を担う執行役員の執行状況の監視機能を、取締役がもつべきであること、そして、3. 社外監査役を含む監査役が、経営の意思決定および業務執行を含む経営全体の監査を行う体制が望ましいこと、を理由としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	本年度は6月3日に招集通知を発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	本年度は6月24日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットにより、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスすることで、議決権行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	本年より議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

—

あり

IR資料のホームページ掲載

決算短信、IR説明会資料、報告書等

IRに関する部署(担当者)の設置

広報・IRグループ

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

経営の基本方針に、「地球環境の保全と地域との調和を図り、環境に優しい商品を開発します。」を掲げ、品質(ISO9001)、環境(ISO14001)、労働安全衛生(OHSAS18001)を三位一体の活動として全社に展開、環境経営にも積極的に取り組んでいます。その活動については毎年CSRレポートを発刊し、内容を報告しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム構築の基本方針を制定しておりますが、平成27年5月18日開催の取締役会において一部改訂を行うことを決議いたしました。

(1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1 コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、取締役ならびに使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守するための行動規範として、「アイカグループ社員の行動指針」を制定し、当社およびグループ全体の役職員に配布し周知徹底を図る。

2 「企業倫理委員会」において企業活動における法令遵守とそのために必要な施策の企画や立案を行い、取締役ならびに使用人への周知徹底を図る。

3 品質 (ISO9001)・環境 (ISO14001)・労働安全衛生 (OHSAS18001) マネジメントシステムを「三位一体の活動」として全社に展開し、各マネジメントシステムにおいて法令・法規制等の要求事項を遵守する。

4 内部通報制度の自浄機能を発揮させ、早期に問題点の把握と解決を図る。

5 内部監査を専門とする組織「法務監査室」が、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討する。

6 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、弁護士、警察等の外部専門機関とも連携し組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1 取締役の職務の執行に関する情報・文書は、社内規程および関連する文書管理マニュアルに基づき、適切な文書の保存ならびに管理体制を維持する。

2 株主総会議事録・取締役会議事録・経営報告会議事録・子会社の代表者会議議事録・稟議書ならびに関連資料は総合企画部が、契約書ならびに関連資料などの重要文書類は法務監査室がそれぞれ保管・管理する。

3 取締役、執行役員、監査役は、常時これらの文書等の閲覧または謄写ができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1 経営環境を取り巻く各種リスク (法令遵守・災害・製品・品質・物流・安全衛生・環境・情報セキュリティ) については、それぞれの対応部署において検証し、規程・ガイドラインを制定する。また、リスク評価は定期的に取締役会・監査役会に報告する。

2 取締役会・監査役会は、必要に応じ各種リスクについて審議し、法律上の判断が必要な場合は顧問弁護士等に意見を求めるなど対策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1 執行役員制度を執ることにより、業務執行の迅速化と取締役が担っていた経営機能と執行機能の分離・強化を推し進め、より一層の経営の健全性と効率性を高める。

2 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。取締役会は、審議の活性化を図り、経営の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を含む取締役にて構成する。

3 年度目標は中期経営計画に基づき策定する。各部門はその目標達成に向けて目標と予算を策定し、併せて具体策を立案し実行する。

(5) 当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1 企業集団としての企業行動指針を定め、コンプライアンスや理念の統一をめざし、各子会社ごとに当社の取締役・執行役員等より責任担当を決め、事業を総括的に管理する。

2 当社は、子会社の経営内容を把握し、かつ業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、重要事項について当社 (取締役会または代表取締役) の承認または当社への報告を求める。

3 当社は、グループ代表者会議を開催し、当社グループにおける業務執行の状況報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と適正な業務遂行を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性に関する事項

1 監査役は、監査役を補助すべき使用人として、監査役付を置く。監査役付は、監査役の指示に従いその職務を行う。

なお、監査役付の独立性を確保するため、当該使用人に関する指揮命令権・人事権については、監査役・監査役会の事前の同意を得る。

2 監査役より監査業務に必要な業務指示および命令を受けた当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、その業務指示に関して、取締役および他の使用人の指揮命令を受けないこととし、監査役に係る業務に優先して従事する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1 取締役および使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。

2 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき法令に従い直ちに監査役会に報告する。その他、法定事項に加え、取締役との協議により決定する下記事項を報告する。

※ 内部統制システムの整備・運用に関わる件、子会社の監査役・監査状況、重要な会計方針、会計基準およびその変更、業績および業績見込の発表内容、重要な開示書類の内容、稟議書および監査役から要求された会議議事録など

3 監査役へ報告を行った取締役および使用人に対し、不利益が生じないことを確保する。

(8) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

1 監査役と取締役・会計監査人との意見交換ならびに内部監査部門等の協力・補助体制を確保する。

2 代表取締役は、監査役会・会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を実施する。

3 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士、公認会計士等を活用する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社および当社グループが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適切に対応するため「内部統制委員会」を設置し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価することにより、財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、弁護士、警察等の外部専門機関とも連携し組織的に対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成25年4月30日開催の取締役会において、現行の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することについて、平成25年6月25日開催の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）にて株主の皆様にご賛同をいただきましたので、以下の通りお知らせいたします。

本プランは、平成19年6月22日開催の定時株主総会で株主の皆様にご承認いただきました。その後、当社では、株主共同の利益及び企業価値の確保・向上の観点から、継続の是非も含めたそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、平成22年6月23日開催の定時株主総会において、その内容の一部見直しを行った上で、継続することにつき株主の皆様にご承認をいただきました。

本プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、導入以降の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成25年4月30日の取締役会において、基本方針を維持することを確認し、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として継続することを決定したものであります。なお、本プランの内容に変更はございません。

本プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本プランの継続を決定した取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役5名全員が出席し、具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランが当社株式の大規模買付行為に関する対応方針として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

また、本日現在、当社株式の大規模買付に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものもありません。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でない判断をします。

[2] 基本方針の実現に資する取組み

1. 中長期的な会社の経営戦略

アイカグループは、共生の理念のもと、たえず革新により新しい価値を創造し、社会に貢献して「真にお客さまに選ばれる企業グループカンパニー」を目指しています。

また、グループ全体の企業価値の増大が株主の利益にもつながると認識し、企業価値の継続的な増大のため『スピード・効率・変革』をスローガンにしております。

当社グループにおきましては、以下の項目に重点を置き経営を進めています。

<1> 連結経営とフリーキャッシュ・フロー重視の経営体質を構築します。

<2> 「地球環境の保全」と「地域との調和」を図り、環境に優しい商品を開発します。

<3> 事業分野におけるナンバーワン商品を拡充します。

<4> 海外生産拠点を充実させるとともにグローバルな資材調達を推進し、コスト競争力を強化します。

<5> 素材メーカーとしての特徴を活かし、素材連携に基づいた獨創性のある商品展開を進めます。

以上の基本方針のもと、平成25年4月からは新たな中期4か年計画をスタートさせました。この目標達成のために、<1>改修・リフォーム・医療介護などの成長分野への取り組み強化と用途開拓による国内中核事業の持続的成長、<2>海外事業・機能材料事業の展開加速を通じた事業構造の変革、<3>生産・調達のグローバル最適化と原価低減の推進、<4>事業環境の変化とグローバル化に即応した組織運営と人材強化、を重点的に進め、株主・顧客などのステークホルダーから絶大の信頼を得られるよう取り組んでまいります。

2. コーポレートガバナンス（企業統治）の推進

当社は「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」を通じて、グループ会社とともに企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を実現させていきたいと考えています。

<1> 基本規程として「行動規範」を策定し、企業理念の精神を具体化した役員及び社員の「行動指針」として定めています。更に、全社横断組織として「企業倫理委員会」を設置するなど企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、健全性を向上すべく推進しています。

<2> 経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を導入しており、また、監査役会を構成する監査役を5名、このうち3名を社外監査役とし、監査役監査の透明性、公平性を確保しています。

当社では多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くため、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以上のような施策を実施しております。これら取組みは上記[1]の基本方針の実現にも資するものと考えています。

[3] 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記[1]に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付が行われようとする場合、株主の皆様に適切な判断をいただくためには、大規模買付を行おうとする者及び当社取締役会等からの十分な情報提供と、株主の皆様が検討を行うに相当な期間が必要不可欠と考えております。しかしながら、近年では、株主の皆様への十分な情報提供もなく、あるいは取締役会からの意見・代替案の提示などを行う期間もないまま、一方的に大量の株式の買付が行われる例が見受けられます。そのため、当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、本プランにおいて大規模買付を行う際の手続きに関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付ルールの遵守を大規模買付を行おうとする者に求めることで、株主の皆様が十分な情報や検討期間を得られないまま判断を迫られる事態を回避するとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する買付行為を防止することといたしました。

2. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、<1>事前に大規模買付者に取締役会に対する必要かつ十分な情報の提供を求め、<2>取締役会による一定の評価期間が経過した後にはじめて大規模買付が開始される、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 本プランの対象となる大規模買付等

本プランは以下の〔1〕又は〔2〕に該当する当社株式等の買付又はこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下、

「大規模買付者」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

([1])当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付

([2])当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(2)意向表明書の事前提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書を日本語でご提出いただきます。

<1>大規模買付者の名称、住所

<2>設立準拠法

<3>代表者の氏名

<4>国内連絡先

<5>提案する大規模買付行為の概要等

(3)必要情報の提供の要求

当社は、大規模買付者に対し、上記(2)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付行為に対する株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要な情報(以下、「本必要情報」といいます。)のリストを交付しますので、大規模買付者は、リスト記載の本必要情報を当社に提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

<1>大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)

<2>大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)

<3>大規模買付行為の対価の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)

<4>大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

<5>大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

<6>大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは株主の皆様の判断及び当社取締役会・第三者委員会の意見形成に不十分と当社取締役会及び第三者委員会が合理的に判断した場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます(以下、この期間を「情報提供期間」といいます。)

但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求め、情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60営業日に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間」(4)にて後述します。)を開始するものとします。(但し、大規模買付者側から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。)

大規模買付行為の提案があった事実及び取締役会に提供された本必要情報は、取締役会及び第三者委員会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(4)取締役会による評価期間等

取締役会による評価期間は、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じ、最大60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式買付の場合)又は最大90日間(その他の大規模買付の場合)を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。必要に応じ、大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(5)第三者委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するための仕組みとして、第三者委員会を設置しております。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役ならびに社外有識者の中から選任します。

本プランについては、下記3(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置は行わず、下記3(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合があるとし、対抗措置の発動に関する客観的な要件を設定しております。その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、遵守をしているとしても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと合理的に認められるか、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、第三者委員会の規程の概要は、別紙2の通りです。また、本プランが株主の皆様のご賛同を得て継続することとなった場合の第三者委員会の委員は、別紙3「第三者委員会の委員略歴」に記載のとおりであります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示により株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会は、当該大規模買付行為が以下<1>~<5>のいずれかに該当し、その結果として当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

<1>真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的の大規模買付行為(いわゆるグリーンメーラーである場合)

<2>当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的の大規模買付行為

<3>当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定の大規模買付行為

<4>当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的の大規模買付行為

<5>大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買取(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行うことをいいます。)等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある大規模買付行為

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、又はその他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保を目的として、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。

(3) 対抗措置の内容

本プランにおいては、上記(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記(1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、及び上記(2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず取締役会是对抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、遵守をしているとしても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと合理的に認められるか、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。

取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙1に記載のとおりですが、実際には新株予約権の無償割当てを行う場合には、大規模買付者でないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなどの行使条件及び取得条件を設けることがあります。

(4) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、当社取締役会が対抗措置を講ずることを決定した後に当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の中止又は停止を行うことがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断したときには、当該新株予約権の無償割当てについて設定した基準日にかかる権利落日の前日までの間は、第三者委員会の勧告を受けた上で新株予約権無償割当ての中止をすることができるものとし、新株予約権無償割当て後においては、第三者委員会の勧告を受けた上で当社が無償で新株予約権を取得する方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は速やかに情報開示を行います。

4. 株主・投資家に与える影響

(1) 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を、株主の皆様へ提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランは、株主及び投資家の皆様が大規模買付行為を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3. のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に十分ご注意ください。

(2) 対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、上記3. のとおり、対抗措置をとることがありますが、取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合は、取締役会で別途定める一定の日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い当該新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行又は取得することになった際に、法令及び当社が上場する東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規則等にしたがって、別途お知らせいたします。

なお、第三者委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。)を行う場合、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じず、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後(権利落日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置がとられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

5. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得られた場合には、本定時株主総会の日から3年間(平成28年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで)とし、以降につきましても、本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます。)については定時株主総会の承認を経ることとします。

但し、その有効期間中であっても、<1>株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は<2>当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。なお、当社取締役会は、今後の司法判断の動向や、当社が上場する東京証券取引所及び名古屋証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランの見直し等、適宜・適切な措置を講じてまいります。その際における本プランの変更は、都度株主総会において議案として諮り、株主の皆様のご賛同を得たうえで行うこととします。(法令改正もしくは当社の上場する東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規則変更等による文言の変更といった軽微な修正につきましては、第三者委員会の承認を得たうえで、当社取締役会にて修正することがあります。)

[4]本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本プランは、上記[3]に記載の通り、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、当該大規模買付に応じるか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的に導入するものであり、上記[1]に述べた会社支配に関する基本方針に沿うものです。

よって、当社取締役会は、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。その具体的な理由は以下の通りです。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定めている三原則を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 株主意を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記[3]5に記載の通り、本定時株主総会においてご賛同頂いた後も、その後の当社株主総会にて変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映されることとなっております。

